



19建第203号
平成19年5月11日

国土交通省道路局長 殿

棚倉町長 藤田幸治



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について

平成19年4月2日付け、国道企第114号で依頼のありました、このことについては別紙により提出いたします。

中期的な計画の作成にあたっての意見

私たちの住む東白川地方は、中山間地域に位置しているため、バスや鉄道等の公共交通が未整備であります。

このため、移動手段を自動車に依存し、複数台の自動車を所有しなければならない家庭が当たり前となっています。

道路の整備水準が救急医療や産業・経済活動に大なる影響を及ぼしており、地方の安全な暮らしや経済の活性化には、生活道路網の整備、適切な道路付属施設の管理を抜きに語ることはできないのです。

また、中山間地域ゆえに、台風等の降雨で通行規制される区間を抱え、小規模市町村ほど道路整備や維持管理の財源が不足しているため、少子高齢化が進む一方で、より安全・安心できる道路整備の要求に追いついていけない現況であり、高齢化・過疎化が進行する地方ほど、生活道路の整備が不十分であり、「真に必要な道路」の整備は緊急の課題です。

私たち、地方で生活する者にとっては、道路は必要不可欠な社会資本であります。

このような状況の中、平成20年には、地域待望の「甲子トンネル」が開通し、南会津地域と県南地域がより身近になり、これまで地理的に近くにあって遠い関係であった地域同士が、たったひとつのトンネルの完成により、新たな地域間の交流、連携が進むものと期待するものであります。

地方には、こうした道路整備を望む地域が数多くあることを忘れてはなりません。

以上のことから、道路整備を目的とした道路特定財源の一般財源化については、納税者の理解を得ることが大変難しいと思われます。

移動手段を自動車に依存する地方ほど、道路特定財源の税負担が重くのしかかっていることを考慮され、地域格差のない道路整備を進めるべきであります。

棚倉町長 藤田 幸治